

第2号様式(第10条関係)

令和3年4月30日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

新垣 光栄



令和2年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和2年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和2年度 政務活動費収支報告書

議員名 新垣 光栄

1 収入 政務活動費 1,350,000 円

2 支出

(単位:円)

項目	支出額	備考
調査研究費	0	
研修費	0	
広聴広報費	7,975	ホームページ管理費
要請陳情等活動費	13,780	船賃、宿泊費
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	88,104	書籍・新聞等購入費
事務所費	944,712	事務所賃借料・水道代、光熱費
事務費	211,534	通信連絡費、複写機使用料、消耗品代
人件費	100,480	アルバイト給与、社会保険料
合計	1,366,585	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残余 0 円

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料 】

③ 広聴広報費

(経 費 区 分)

詳細 :

ホームページ管理費

2021 年 3 月 12 日

No. 1

領収証 新垣光菜 様 No. _____

金額	¥15,950-
----	----------

但しドメインホスティング費用として
2021年 3月 12日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額
消費税額(%)
税抜金額
消費税額(%)

〒004-2203 沖縄県うるま市宇川4-189番地
株式会社 コーラジ
代表取締役 上江川 隆
登録番号 E L 0 9 8 - 9 4 3 - 8 8 1 3

GR1419

<http://koei-arakaki.com/>

充当割合 : 1/2 政務活動以外の活動が含むため

【 説 明 : ホームページに係るドメイン使用料 】

合計額 : ¥15,950 政務活動費充当額 : ¥7,975

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 交 通 費 】

④ 要請陳情等活動費

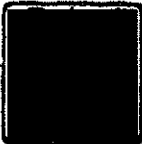
(経 費 区 分)

詳 細 :

船 賃

2020 年 7 月 11 日

No. 1

領 収 証	
<u>新垣光栄殿</u>	平成 20 年 7 月 11 日
¥ <u>6,080 -</u>	
但し旅客運賃として 貨物伝票代として 上記正に領収いたしました	
座間味村会計管理者	
産業振興課 電話 098 - 987 - 2614	
那覇出張所 電話 098 - 868 - 4567	

充当割合 : 10/10

【 説 明 : 座間味村住民からの陳情・相談等の活動に要する渡航費(往復) 】

合 計 額 : ¥6,080

政 務 活 動 費 充 当 額 : ¥6,080

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 宿 泊 費 】

④ 要請陳情等活動費

(経 費 区 分)

宿 泊 代

詳 細 :

2020 年 7 月 12 日

No. 2

領 収 証 新垣光栄 様 No. _____

金額	¥	7	7	0	0
----	---	---	---	---	---

内 訳	
現 金	
小 切 手	/
手 形	/
消費税額等(%)	
消費税額等(%)	

但 宿泊代金として
2020年7月12日 上記正に領収いたしました

沖縄県島尻郡座間味村座間味108
レストハウスあさき
TEL 098-896-4135

登録番号

GR1620

充当割合 : 10/10

【 説 明 : 宿泊を伴う県内での活動 座間味村住民からの陳情要請

合 計 額 : ¥7,700

政務活動費充当額 : ¥7,700

要請・陳情等活動記録簿

年月日	2020年7月11日、12日			
要請先	座間味村住民			
対応者	座間味浄水場建設予定地の変更を求める会			
参加者	新垣光栄、次呂久成崇、玉城健一郎、翁長雄治			
要請等の趣旨	浄水場建設予定地の高台候補地に変更を求める要請			
日程・内容	月日(曜日)	時間	要請先等	内容
	7月11日(土)	午後	座間味村	建設選定候補地視察と要請者との意見交換
	7月12日(日)	午前中	座間味村	阿真キャンプ場と隣接地視察
	<p>【内容】</p> <p>11日(土) 那覇北岸から座間味港へ 到着後、浄水場建設候補予定地(高台中心)を視察 視察後、座間味浄水場建設予定地の変更を求める会の皆さんと意見交換及び高台への要請を受ける。</p> <p>12日(日) 午前中阿真キャンプ場浄水場建設予定地及び隣接地の視察を行い、午後一便で那覇泊港着</p>			
成果及び所見	<p>【成果及び所見】</p> <p>現在、沖縄県企業局は、高台候補地のうち既存浄水場用地拡張案と阿真キャンプ場案の2案に絞り、村の意向で阿真キャンプ場へ選定する方向性が示されている。しかし座間味村の住民皆さんの多くは、高台案が望ましいと考えていると感じた。ビーチ周辺の自然環境・拝所等への配慮を求める意見が多く、今後の円滑な建設推進を図るのであれば、津波等の防災の観点からも住民合意が図られる高台案が望ましいと痛感した。今後の土木環境委員会、一般質問等で議論していきたい。</p>			
備考				

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 新聞雑誌等購読料 】

⑦ 資料購入費

(経 費 区 分)

新聞購読料

詳細 :

2020 年 7 月 8 月

琉球新報・沖縄タイムス

No. 1

行	年 月 日	摘要	お支払金額	お預り金額
1	2- 8- 5	振出	7月 *3,380	琉球新報
2	2- 8- 7	振出	7月 @3,075	琉球新報
10	2- 9- 7	振出	8月 *3,380	琉球新報
11	2- 9- 7	振出	8月 @3,075	琉球新報

充当割合 : 10/10 新報 ¥6,760 タイムス ¥6,150

【 説 明 : 議会活動・議会質問に活用するため 】

合計額 : ¥12,910 政務活動費充当額 : ¥12,910

領収書添付用紙

【使 途 内 容 : 新聞雑誌等購読料】

⑦ 資料購入費

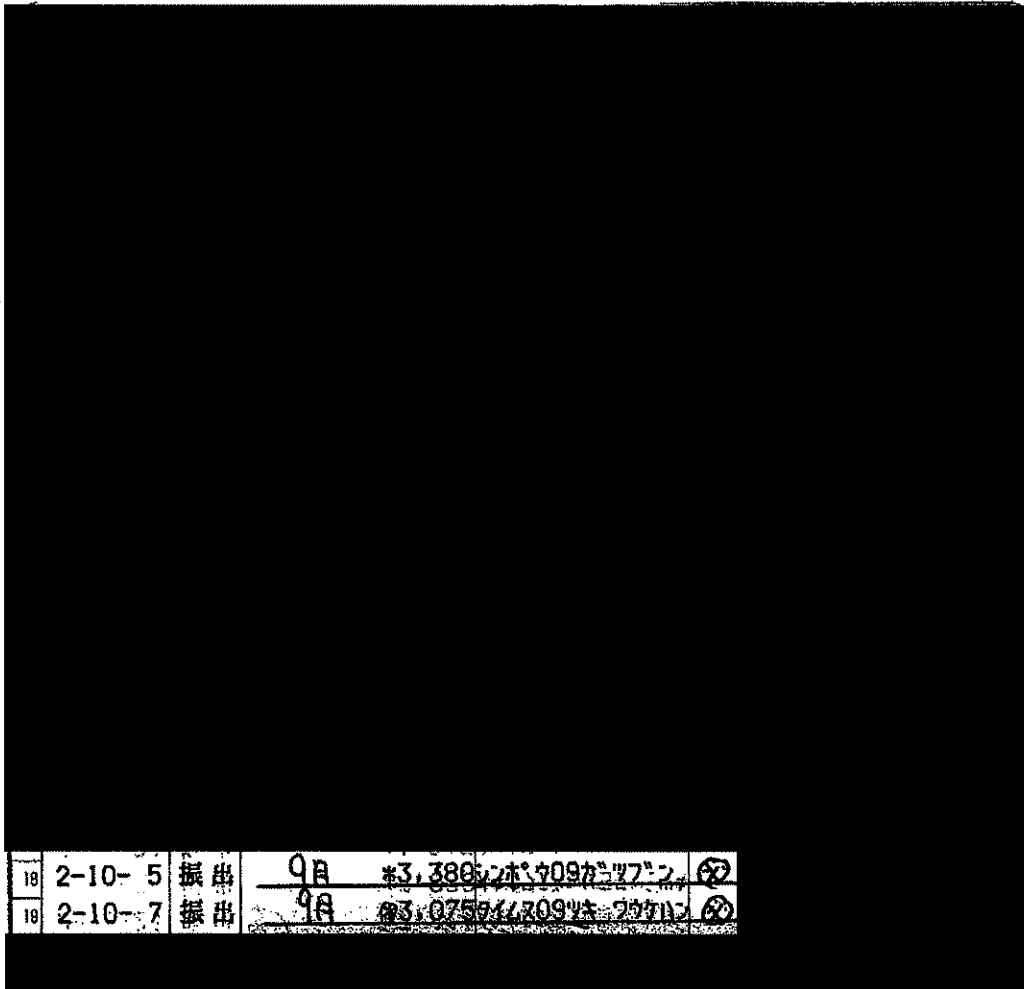
新聞購読料

(経 費 区 分)

詳細 :

2020 年 9 月
琉球新報・沖縄タイムス

No.2



充当割合 : 10/10 新報 ¥3,380 タイムス ¥3,075

【 説 明 : 議会活動・議会質問に活用するため 】

合計額 : ¥6,455 政務活動費充当額 : ¥6,455

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 新聞雑誌等購読料 】

⑦ 資料購入費

(経 費 区 分)

新聞購読料

詳細 :

2020 年 10 月 11 月

琉球新報・沖縄タイムス

No.3

4	2-11-5	振出	10A *3,380	琉球新報	⑦
5	2-11-9	振出	10A *3,075	琉球新報	⑦
10					
11	2-12-7	振出	11A *3,075	琉球新報	⑦
12	2-12-7	振出	11A *3,075	琉球新報	⑦

充当割合 : 10/10 新報 ¥6,455 タイムス ¥6,150

【 説 明 : 議会活動・議会質問に活用するため 】

合計額 : ¥12,605 政務活動費充当額 : ¥12,605

領収書添付用紙

【使 途 内 容 : 新聞雑誌等購読料】

⑦ 資料購入費

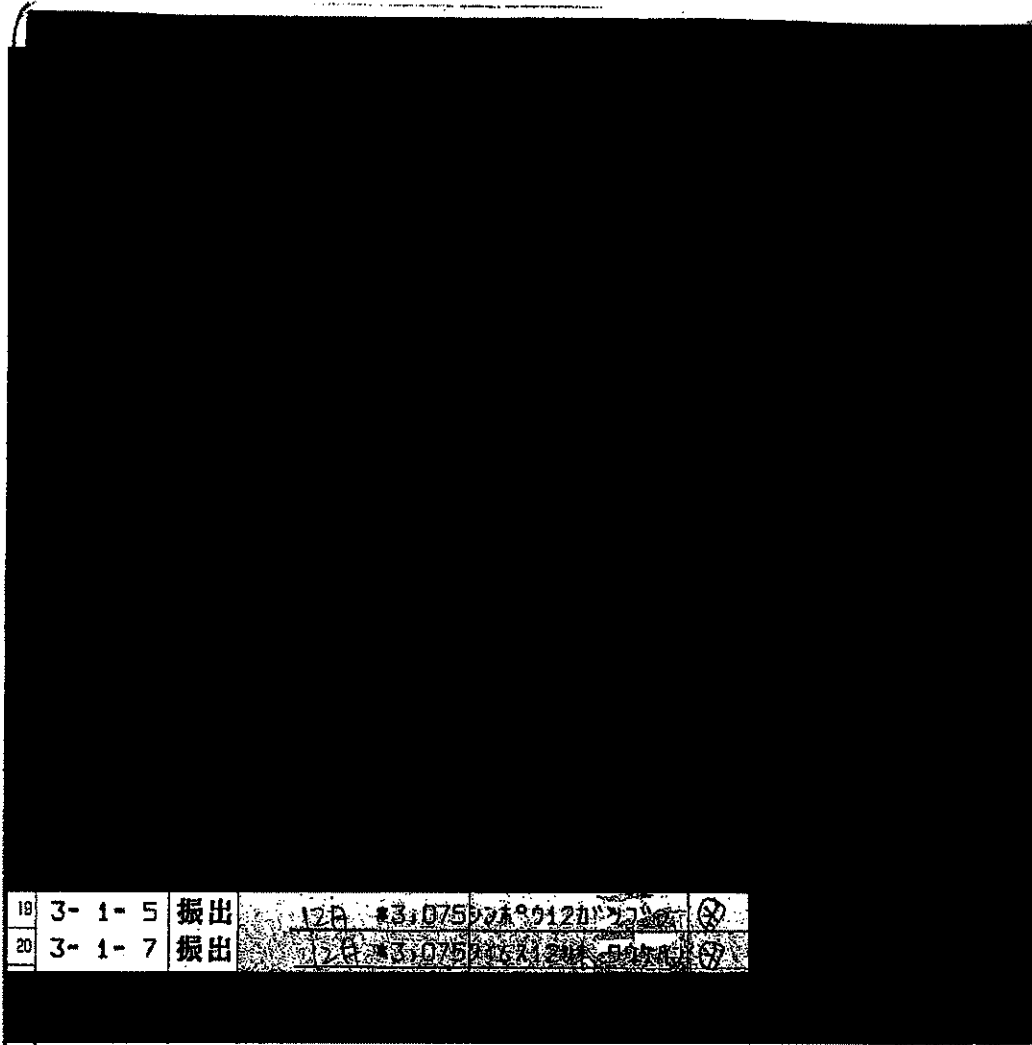
新聞購読料

(経 費 区 分)

詳細 :

2020 年 12 月
琉球新報・沖縄タイムス

No.4



充当割合 : 10/10 新報 ¥3,075 タイムス ¥3,075

【 説 明 : 議会活動・議会質問に活用するため 】

合計額 : ¥6,150 政務活動費充当額 : ¥6,150

領収書添付用紙

【使 途 内 容 : 新聞雑誌等購読料】

⑦ 資料購入費

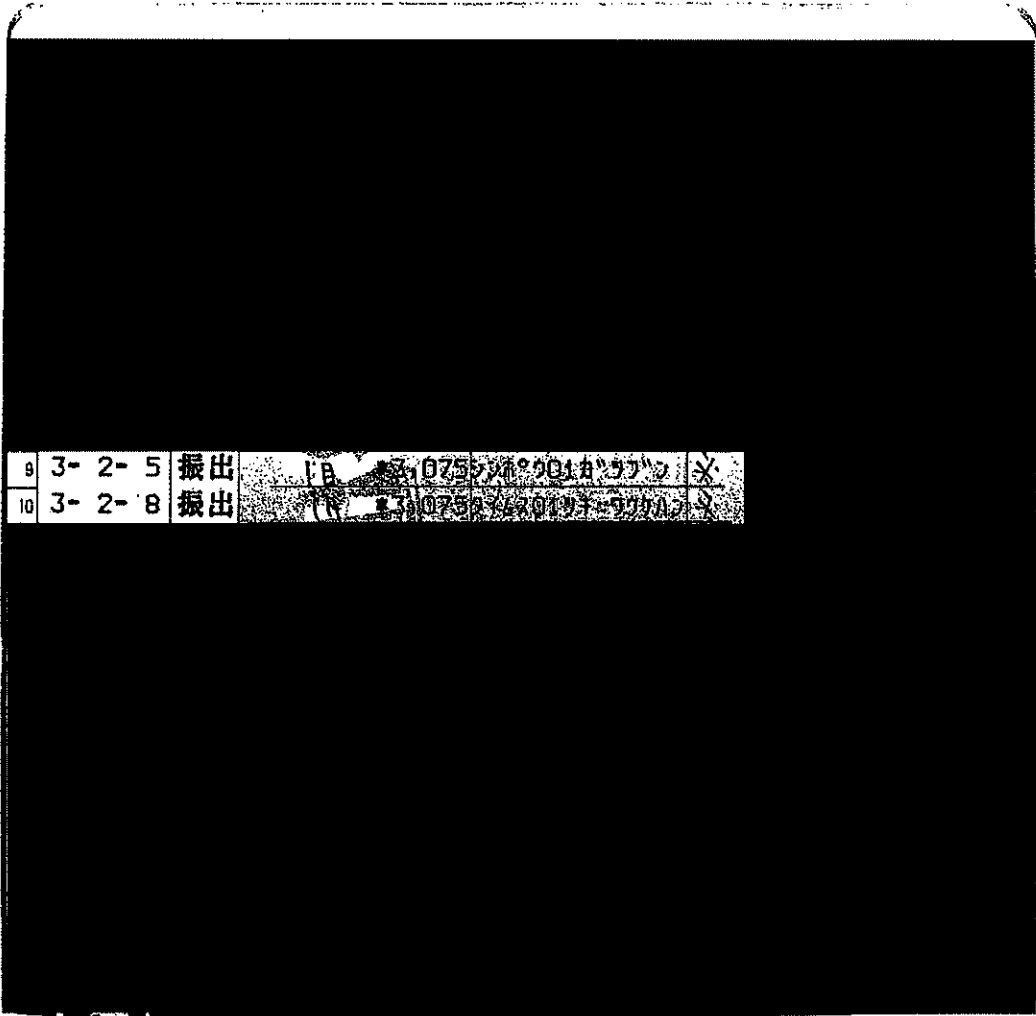
新聞購読料

(経 費 区 分)

詳細 :

2021 年 1 月
琉球新報・沖縄タイムス

No.5



充当割合 : 10/10 新報 ¥3,075 タイムス ¥3,075

【 説 明 : 議会活動・議会質問に活用するため 】

合計額 : ¥6,150 政務活動費充当額 : ¥6,150

領収書添付用紙

【使 途 内 容 : 新聞雑誌等購読料】

⑦ 資料購入費

新聞購読料

(経 費 区 分)

詳細 :

2021 年 2 月
琉球新報・沖縄タイムス

No.6

16	3-3-5	振出	2月	*3,075	琉球新報	902カ	97"2	⑦
17	3-3-8	振出	2月	*3,075	16702	持	97"2	⑦

充当割合 : 10/10 新報 ¥3,075 タイムス ¥3,075

【 説 明 : 議会活動・議会質問に活用するため】

合計額 : ¥6,150 政務活動費充当額 : ¥6,150

領収書添付用紙

【使 途 内 容 : 新聞雑誌等購読料】

⑦ 資料購入費

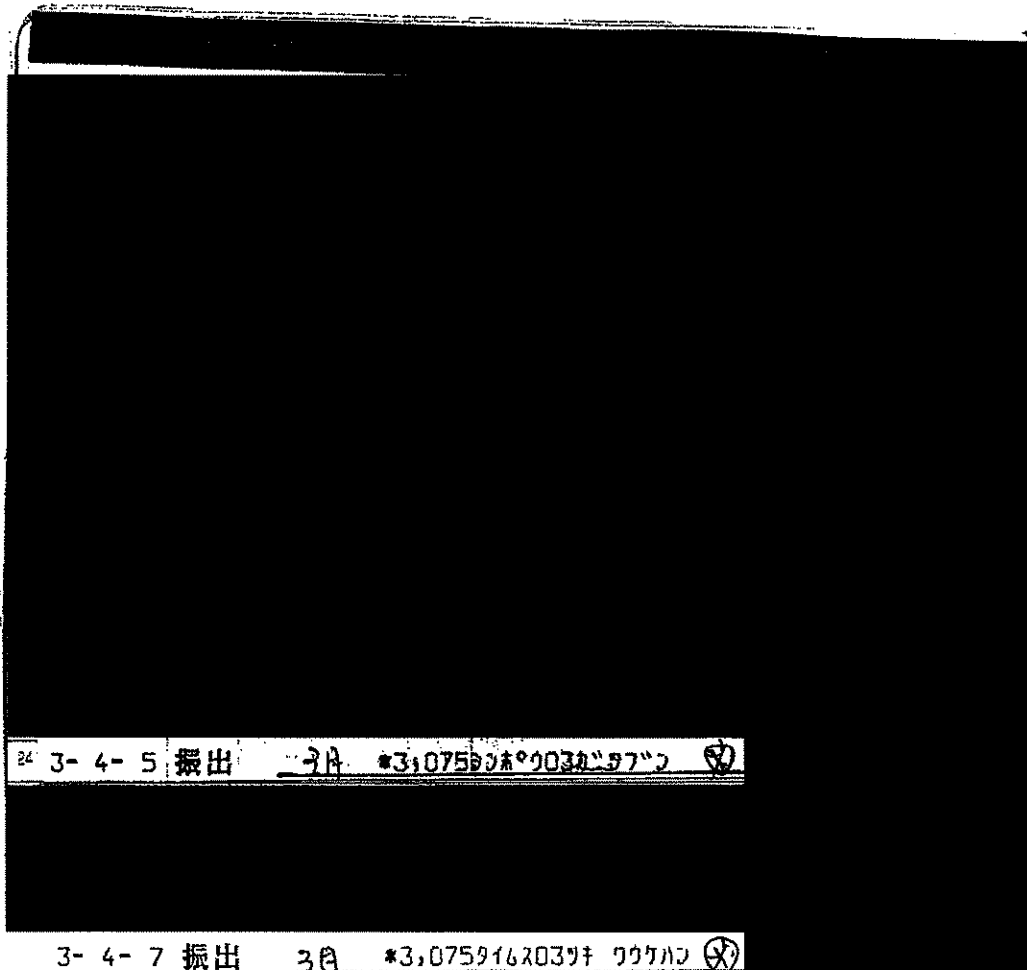
新聞購読料

(経 費 区 分)

詳細 :

2021 年 3 月
琉球新報・沖縄タイムス

No.7



充当割合 : 10/10 新報 ¥3,075 タイムス ¥3,075

【 説 明 : 議会活動・議会質問に活用するため】

合計額 : ¥6,150 政務活動費充当額 : ¥6,150

領収書添付用紙

【使 途 内 容 : 新聞雑誌等購読料】

⑦ 資料購入費

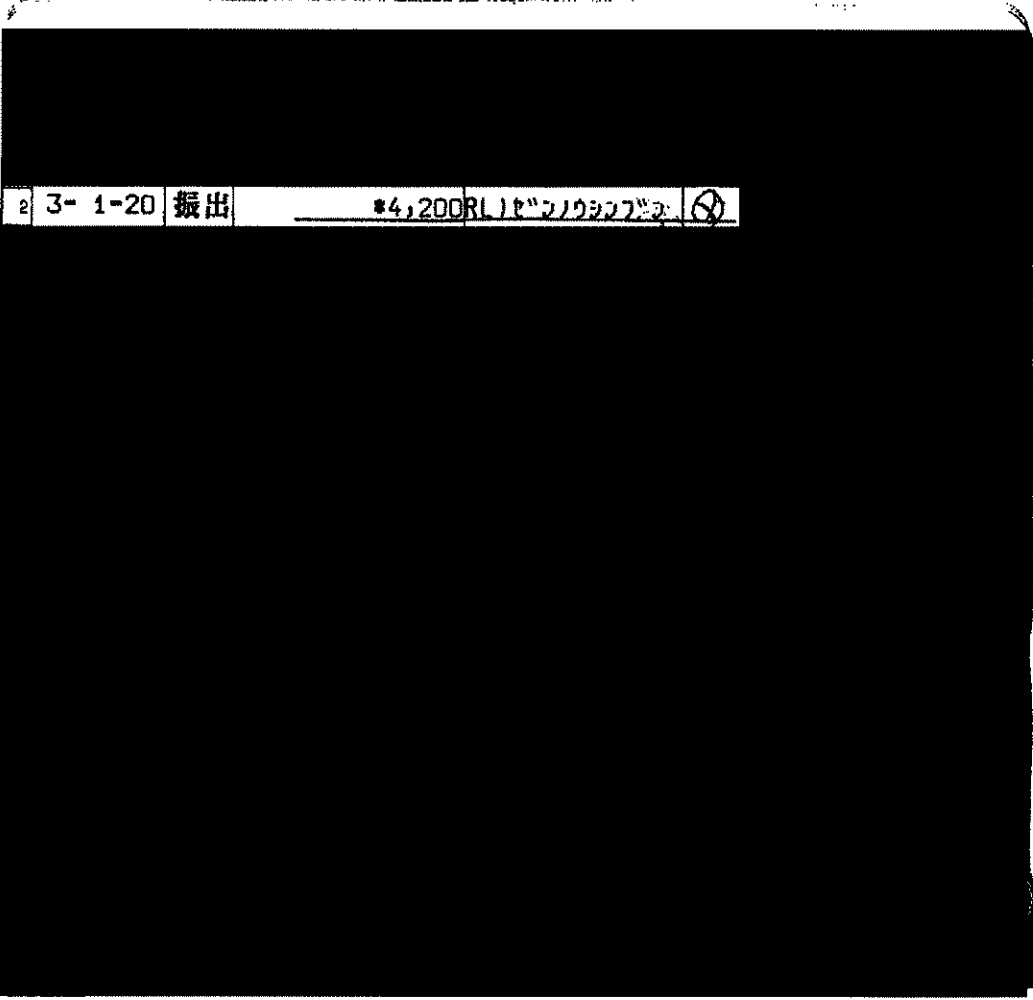
新聞購読料

(経 費 区 分)

詳細 :

2020 年 7 月 ~ 2020 年 12 月

No.8



充当割合 : 10/10 全国農業新聞

【 説 明 : 議会活動・議会質問に活用するため】

合計額 : ¥4,200 政務活動費充当額 : ¥4,200

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 書 籍 等 購 入 費 】

⑦ 資料購入費

(経 費 区 分)

詳細 :

書籍購入費

2020 年 8 月 1 日

No. 1

領 収 書

2020年 8月 1日 No. 01-L000273457-R000004

新地 栄 様

金額 ¥2,618-

但し書籍代として
(内消費税額 ¥238円含む)
上記正に領収いたしました。

株式会社 宮脇書店
〒760-0064 香川県高松市朝日新町2-19
宮脇書店 宜野湾店
電話 098-893-2012



全国チェーンの
宮脇書店

宮脇書店 宜野湾店
電話 098-893-2012

2020/08/01(土) 22:19
No. 01-L000273457 扱: [REDACTED]

007:4-594-08538-5
なぜ台湾は新型コロナウイルス
@968 1点 ¥968

013:4-86680-086-0
図解 渋沢栄一と「論語と算盤」
@1650 1点 ¥1,650

合計商品点数 2点
合計 ¥2,618
(消費税額) ¥238

課税対象額 ¥2,380
税額 10.00% ¥238

[REDACTED] ¥2,618

¥968

充当割合 : 10/10

【 説 明 : 議会活動・議会質問のために必要な図書 】

合計額 : ¥968

政務活動費充当額 : ¥968

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 書 籍 等 購 入 費 】

⑦ 資料購入費

(経 費 区 分)

詳細 :

書籍購入費

2020 年 8 月 3 日

No. 2

領 収 証

新垣以栄様 2020年 8月 3日

★ 73,696

但し、書籍代として
上記正に領収いたしました

内 訳

〒900-0006 那覇市おもろまち4丁目2番8号
税抜金額
消費税額等(%)
TEL(098)860-1316 FAX(098)860-1316

TSUTAYA 那覇新都心店

TGK-R1100

9784480072313	1	902
書	現代語訳 学問のすすめ	
9784480064707	1	902
書	コロナバニックス最前線	
9784299006608	1	
小計	4	3,696
注) Sは軽減税率(8%)適用商品		
合計		3,696
※内訳(10%)		3,360
(消費税)		336
※内訳(8%)		0
(消費税)		0
支払		3,696

¥990

充当割合 : 10/10

【 説 明 : 議会活動・議会質問のために必要な図書

合計額 : ¥990

政務活動費充当額 : ¥990

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 書 籍 等 購 入 費 】

⑦ 資料購入費

(経 費 区 分)

書籍購入費

詳細 :

2020 年 8 月 21 日

No. 3

領 収 書

領収日 2020年08月21日

新垣 水 様

領収書No. 00112041169

(伝票 No. 00112041169)

¥ 3, 3 2 2 -

(内 (10%) 税抜	¥3,020-	消費税 10%	¥302-
(内 (8%) 税抜	¥0-	消費税 8%	¥0-
		上記消費税	302円を含みます

注) §は軽減税率 (8%) 適用商品

但し、書籍代として

上記正に領収いたしました 扱者 0033
 TSUTAYA 那覇新都心店 098-860-1316
 沖縄県那覇市おもろまち4-2-8

書	人類vs感染症 新型コロナ	
	9784484202204 1	1,760
書	ドキュメント感染症利権 医	
	9784480073341)	924
書	横沢栄一 人間の礎	
	9784087440386 1	638

小 計 3 3,322
 注) §は軽減税率 (8%) 適用商品

合 計	3, 3 2 2
※内訳(10%)	3, 0 2 0
(消費税)	3 0 2
※内訳(8%)	0
(消費税)	0
支払	3,322

充当割合 : 10/10

【 説 明 : 議 会 活 動 ・ 議 会 質 問 の た め に 必 要 な 図 書 】

合 計 額 : ¥2,684

政 務 活 動 費 充 当 額 : ¥2,684

領収書添付用紙

【使途内容：書籍等購入費】

⑦ 資料購入費

書籍購入費

(経費区分)

詳細：

2020 年 8 月 30 日

No. 4

領 収 書		No. 0239129
得意先コード		2020年 8月 30日
新垣 栄 様		株式会社 宮 脇 書 店
		〒760-0029 高松市丸亀町四番地八 電 話 087-851-3732
金額	¥ 1566	支払区分
		<input type="checkbox"/> 現金 (円)
		<input type="checkbox"/> 図書カード (円)
		<input type="checkbox"/> クレジット (円)
但し書籍代として 上記の金額正に領収致しました		〒901-2204 沖縄県宜野湾市上原1-6-5 宮脇書店 宜野湾店 TEL 098-893-2010 FAX 098-917-5122
収入印紙 5万円以上 100万円以下 200円	内訳 税抜金額 消費税(%)	係員名
		※ 係員名のなきものは無効

充当割合： 10/10

【 説 明： 議会活動・議会質問のために必要な図書 】

合計額： ¥1,566 政務活動費充当額： ¥1,566

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 書 籍 等 購 入 費 】

⑦ 資料購入費

(経 費 区 分)

詳細 :

書籍購入費

2020 年 8 月 30 日

No. 4



宮脇書店 宜野湾店
電話 098-893-2012

2020/08/30(日) 19:32
No.01-L000278954 扱: [REDACTED]

047:4-14-223117-0
デフォー ベストの記憶
@576 1点 ¥576

047:4-14-407257-6
ナショナリズム
@990 1点 ¥990

047:4-296-10686-4
[REDACTED]
@990 1点 ¥990

047:4-299-00689-5
[REDACTED]
@1320 1点 ¥1,320

047:4-8002-8979-3
[REDACTED]
@880 1点 ¥880

094:23000010C0053
レジ袋大
@5 1点 ¥5

.....

合計商品点数 6点
合 計 ¥4,761
(消費税額) ¥433

.....

課税対象額 ¥4,328
税額 10.00% ¥433

.....

[REDACTED] ¥4,761

15.66

充当割合 : 10/10

【 説 明 : 議会活動・議会質問のために必要な図書 】

合計額 : ¥1566 政務活動費充当額 : ¥1566

領収書添付用紙

【使途内容：書籍等購入費】

⑦ 資料購入費

(経費区分)

詳細：

書籍購入費

2020 年 10 月 29 日

No. 5



宮脇書店 宜野湾店
電話 098-893-2012

2020/10/29(木) 21:57
No. 01-L000289472 扱: [REDACTED]

006:4-10-610836-4
[REDACTED]
@858 1点 ¥858

006:4-10-610863-1
[REDACTED]
@880 1点 ¥880

032:4-905412-50-1
沖縄文学論 大城立裕を読み直
@3850 1点 ¥3,850

013:4-09-389055-2
沖縄論
@1760 1点 ¥1,760

047:4-14-223116-2
[REDACTED]
@576 1点 ¥576

094:2300001000053
レジ袋大
@5 1点 ¥5

合計商品点数 6点
合計 ¥7,929
(消費税額) ¥721

課税対象額 ¥7,208
税額 10.00% ¥721

お預り ¥10,000
お釣り ¥2,071

5610

充当割合： 10/10

【説明： 議会活動・議会質問のために必要な図書】

合計額： 7,5610⁻ 政務活動費充当額： 7,5610⁻

領収書添付用紙

【使途内容：新聞雑誌等購読料】

⑦ 資料購入費

新聞購読料

(経費区分)

詳細：

2020 年 7 月 ~ 2021 年 3 月

No.9

領 収 証

県議会議員 新垣光栄様

No. _____

★ ¥11,160

但し しんぶん赤旗日曜版 代金と12 (4月~3月)

2021年 3月 24日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)	
	%	消費税額等

収 入
印 紙

コクヨ ケー-1087

日本共産党中部地区委員会
沖縄県沖縄市美里4-13-1
電話098-937-5508

充当割合： 9/12 しんぶん赤旗日曜版 7月 ~ 3月まで

【 説 明： 議会活動・議会質問に活用するため 】

合計額： ¥11,160 政務活動費充当額： ¥8,370

領収書添付用紙

【使 途 内 容 : 新聞雑誌等購読料】

⑦ 資料購入費

(経 費 区 分)

詳細 :

月刊誌購読料

2020 年 7 月 ~ 2021 年 3 月

No.1

領 収 証

県議会議員 新垣光栄 様

No. _____

★ ¥ 9,528-

但し 議会と自治体(7月~3月) 代金として

2021年 3月 24日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1087

日本共産党中部地区委員会
沖縄県沖縄市美里4-13-8
電話098-937-5508

充当割合 : 9/12 議会と自治体 7月 ~ 3月まで

【 説 明 : 議会活動・議会質問に活用するため 】

合計額 : ¥9,528 政務活動費充当額 : ¥7,146

領収書添付用紙

【使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費】

⑧ 事務所費

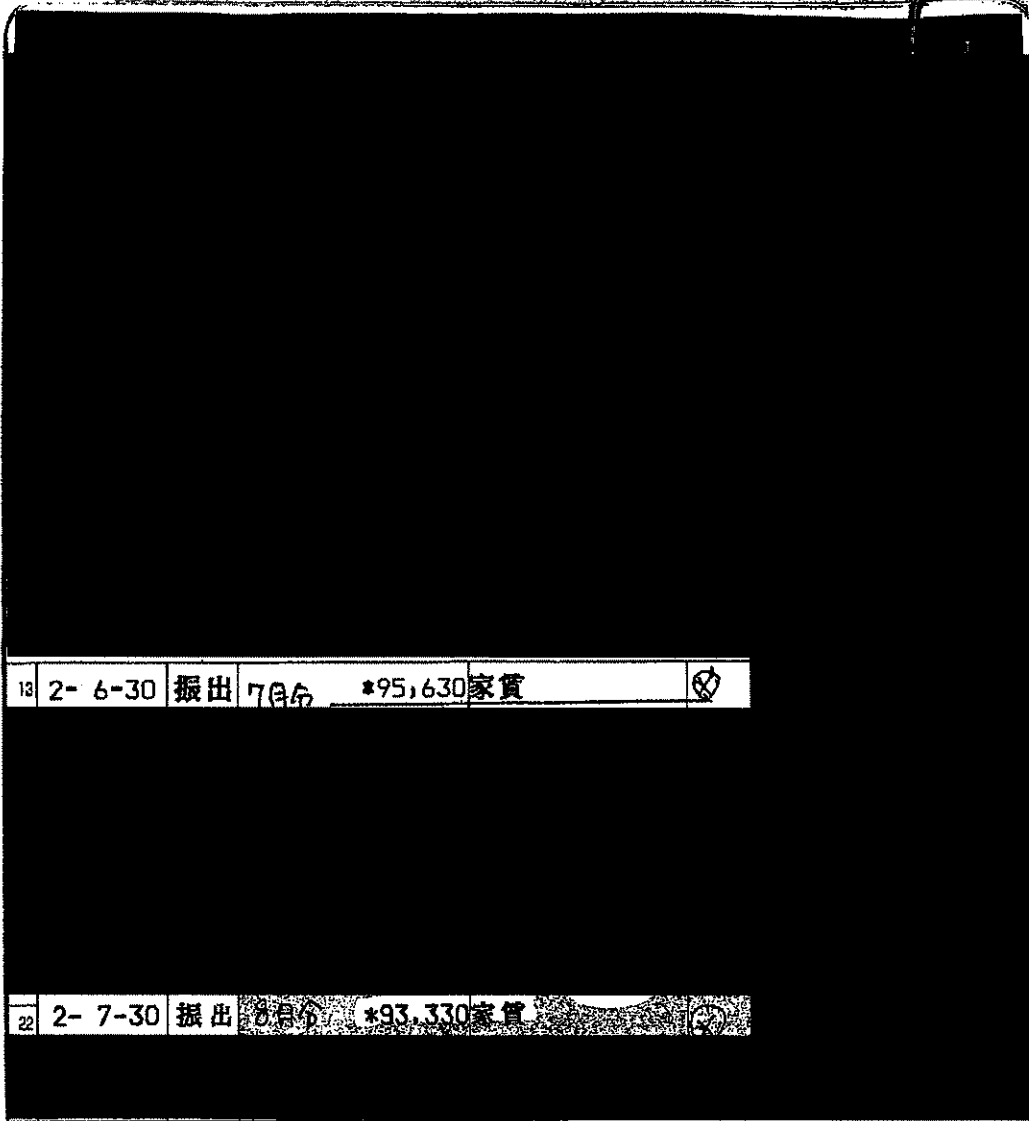
(経 費 区 分)

詳細 :

事務所の建物賃借料及び水道料金

2020 年 6 月 30 日
2020 年 7 月 30 日

No.1



13	2-6-30	振出	7月分	*95,630	家賃	⑧
22	2-7-30	振出	8月分	*93,330	家賃	⑧

充当割合 : 10/10

【 説 明 : 政務活動事務所として活用 (7月分 ~ 8月分) 】

合計額 : ¥188,960 政務活動費充当額 : ¥188,960

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

(経 費 区 分)

詳細 :

事務所の建物賃借料及び水道料金

2020 年 8 月 31 日

No.2

[Redacted]				
9	2-8-31	振出	9月分 *93,330家賃	ⓧ
[Redacted]				

充当割合 : 10/10

【 説 明 : 政務活動事務所として活用 (9月分) 】

合計額 : ¥93,330 政務活動費充当額 : ¥93,330

領収書添付用紙

【使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費】

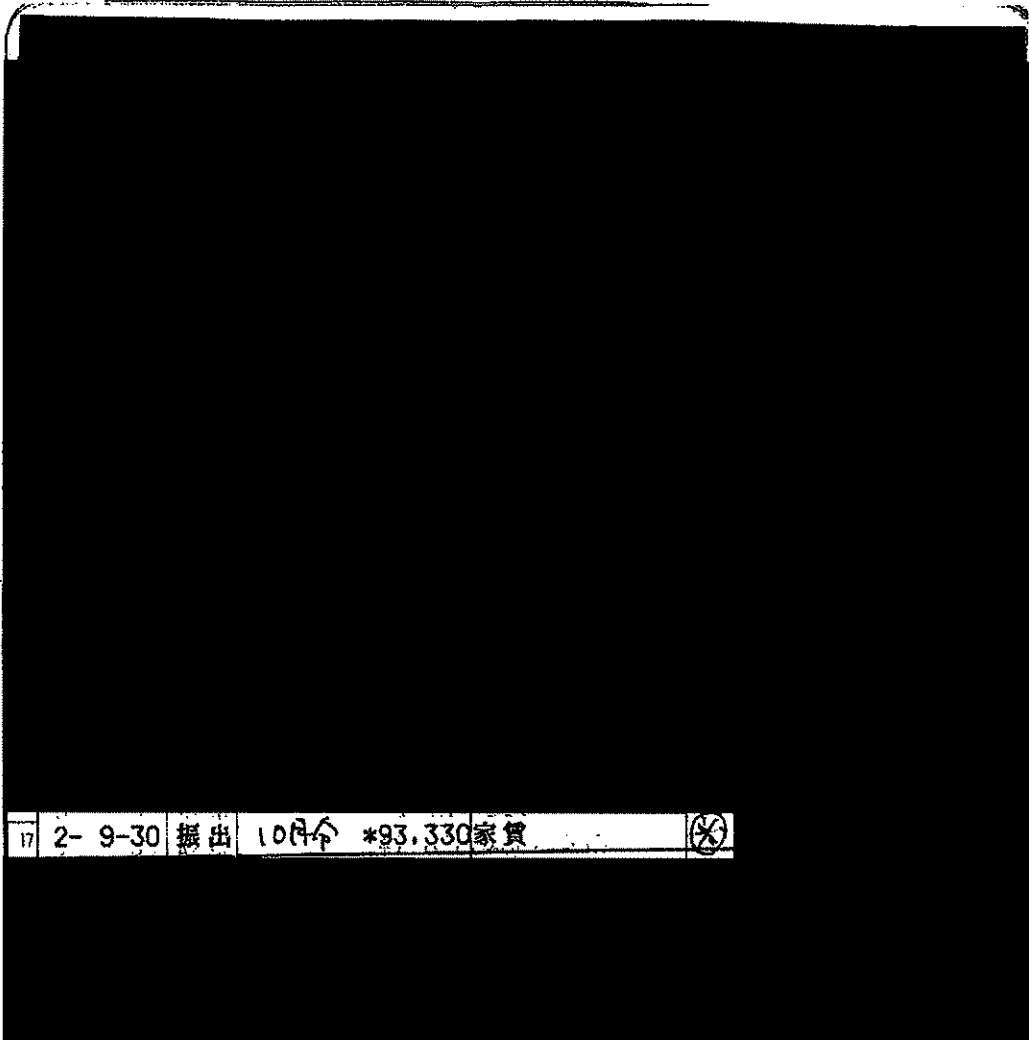
⑧ 事務所費

(経 費 区 分)

詳細 : 事務所の建物賃借料及び水道料金

2020 年 9 月 30 日

No.3



17	2- 9-30	振出	10月分	*93,330	家賃	⊗
----	---------	----	------	---------	----	---

充当割合 : 10/10

【説 明 : 政務活動事務所として活用 (10月分)】

合計額 : ¥93,330 政務活動費充当額 : ¥93,330

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

(経費区分)

詳細 :

事務所の建物賃借料及び水道料金

2020 年 10 月 30 日
2020 年 11 月 30 日

No.4

3	2-10-30	振出	11月分	*93,330	家賃	ⓧ
10	2-11-30	振出	12月分	*93,330	家賃	ⓧ

充当割合 : 10/10 11月 ¥93,330 12月 ¥93,330

【 説 明 : 政務活動事務所として活用 (11月分 ~ 12月分) 】

合計額 : ¥196,660 政務活動費充当額 : ¥186,660

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使 用 料 及 び 賃 借 料 、 管 理 運 営 費 】

⑧ 事務所費

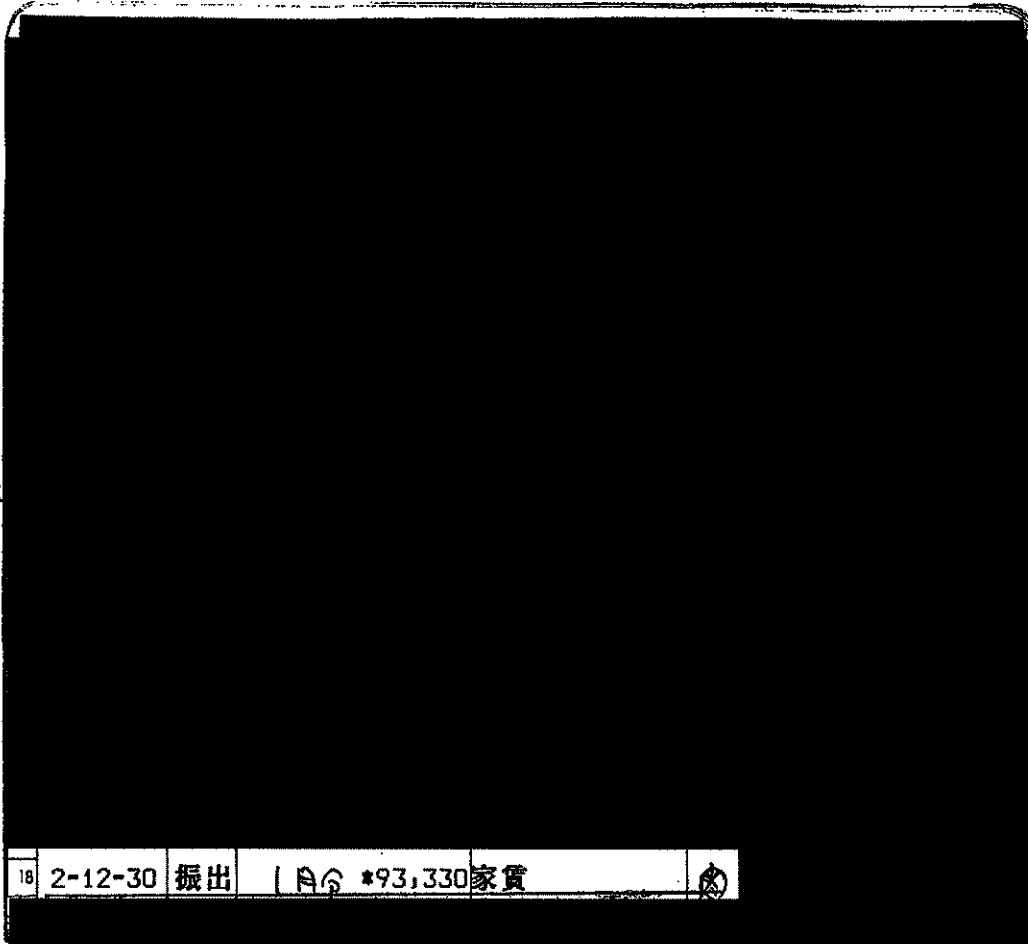
(経 費 区 分)

詳細 :

事務所の建物賃借料及び水道料金

2020 年 12 月 30 日

No.5



18	2-12-30	振出	1月 *93,330	家賃	Ⓢ
----	---------	----	------------	----	---

充当割合 : 10/10

【 説 明 : 政 務 活 動 事 務 所 と し て 活 用 (1 月 分) 】

合 計 額 : ¥93,330 政 務 活 動 費 充 当 額 : ¥93,330

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費



事務所の建物賃借料及び水道料金

(経 費 区 分)

詳細 :

2021 年 2 月 1 日

No.6

No.202102-0032	令和3年2月1日
領 収 書	
(00603)	
新垣 光栄 様	
金額	¥ 1 1 3 1 3 0
(00164) 桃原アパート 101 中頭郡中城村当間140-3	
併し、2月分賃料として上記正に領収いたしました。	
(内訳) 賃料 90,000 / 共益費 2,000 / 水道料 1,220 / 更新事務手数料 19,800 / 振替手数料 110	
担当者	
	有限会社とみや不動産 沖縄県宜野湾市新城2丁目4番地 TEL 098-892-1277 FAX 098-892-1278

充当割合 : 10/10

【 説 明 : 政務活動事務所として活用 (2 月 分) 】

合計額 : ¥113,130 政務活動費充当額 : ¥113,130

領収書添付用紙

【使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費】

⑧ 事務所費



(経 費 区 分)

詳細 :

事務所の建物賃借料及び水道料金

2021 年 3 月 1 日

No.7

No.202103-0043	令和3年3月1日
領 収 書	
(00603)	
新垣 光栄 様	
金額	¥ 9 3 3 3 0
(00164) 桃原アパート 101	
中頭郡中城村当間140-3	
併し、3月分賃料として上記正に領収いたしました。	
(内訳) 賃料 90,000 / 共益費 2,000 / 水道料 1,220 / 振替手数料 110	
担当者	
	有限会社とみや不動産 沖縄県宜野湾市新城2丁目4番地 TEL 098-892-1277 FAX 098-892-1278

充当割合 : 10/10

【 説 明 : 政務活動事務所として活用 (3 月分) 】

合計額 : ¥93,330 政務活動費充当額 : ¥93,330

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

(経 費 区 分)

事務所の光熱費

詳細 :

2020 年 7 月 27 日

No.1

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-1-1
ご契約種別 従量電灯

令和 2年 7月分

領収金額	8,545 円
料金	7,848 円
再エネ賦課金	896 円

【再掲】	
消費税等相当額	776 円
燃料費調整額	-436.47 円

ご使用量 301 kWh

◎上記金額をご指定口座から 7月27日に
領収させていただきました。

沖縄電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-588-381 (3-4E29-)
IP電話 TEL 098-993-7777

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-2-0
ご契約種別 低圧電力

令和 2年 7月分

領収金額	5,585 円
料金	5,255 円
再エネ賦課金	330 円

【再掲】	
消費税等相当額	507 円
燃料費調整額	-180.95 円

ご使用量 111 kWh

◎上記金額をご指定口座から 7月27日に
領収させていただきました。

沖縄電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-588-381 (3-4E29-)
IP電話 TEL 098-993-7777

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

本証により料金を申し受けることはありません。

本証により料金を申し受けることはありません。

充当割合 : 10/10 従量電灯 ¥8,545 低圧電力 ¥5,585

【 説 明 : 政務活動事務所に係る必要な経費 】

合計額 : ¥14,130 政務活動費充当額 : ¥14,130

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

(経 費 区 分)

詳細 :

事務所の光熱費

2020 年 8 月 26 日

No.2

電気料金領収証 (口座振替用)

新規 光栄 様

電気番号 25543- 10-1-1
ご契約種別 従量電灯
令和 2年 8月分

領収金額 6,979 円
料金 6,217 円
再エネ賦課金 762 円

【再掲】
消費税等相当額 634 円
燃料費調整額 -583.61 円

ご使用量 256 kWh

◎上記金額をご指定口座から 8月26日に
領収させていただきました。

沖縄電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-588-391 (3-4E79)
IP電話 TEL 098-993-7777

印紙税申告納
付につき北郡
税務署承認済

電気料金領収証 (口座振替用)

新規 光栄 様

電気番号 25543- 10-2-0
ご契約種別 低圧電力
令和 2年 8月分

領収金額 1,996 円
料金 1,896 円

【再掲】
消費税等相当額 101 円

ご使用量 0 kWh

◎上記金額をご指定口座から 8月26日に
領収させていただきました。

沖縄電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-588-391 (3-4E79)
IP電話 TEL 098-993-7777

印紙税申告納
付につき北郡
税務署承認済

充当割合 : 10/10 従量電灯 ¥6,979 低圧電力 ¥1,996

【 説 明 : 政務活動事務所に係る必要な経費 8月分 】

合計額 : ¥8,975 政務活動費充当額 : ¥8,975

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

(経 費 区 分)

事務所の光熱費

詳細 :

2020 年 9 月 28 日

No.3

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-1-1

ご契約種別 従量電灯

令和 2年 9月分

領収金額 5,748 円

料金 5,093 円
再エネ賦課金 655 円

【再掲】

消費税等相当額 522 円
燃料費調整額 -681.94 円

ご使用量 220 kWh

◎上記金額をご指定口座から 9月28日に
領収させていただきました。

特電電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-586-391 (1-1079-)
IP電話 TEL 098-893-7777

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-2-0

ご契約種別 低圧電力

令和 2年 9月分

領収金額 6,176 円

料金 5,726 円
再エネ賦課金 447 円

【再掲】

消費税等相当額 581 円
燃料費調整額 -465.00 円

ご使用量 150 kWh

◎上記金額をご指定口座から 9月28日に
領収させていただきました。

特電電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-586-391 (1-1079-)
IP電話 TEL 098-893-7777

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

充当割合 : 10/10 従量電灯 ¥5,748 低圧電力 ¥6,176

【 説 明 : 政務活動事務所に係る必要な経費 9月分 】

合計額 : ¥11,924 政務活動費充当額 : ¥11,924

領収書添付用紙

【使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費】

⑧ 事務所費

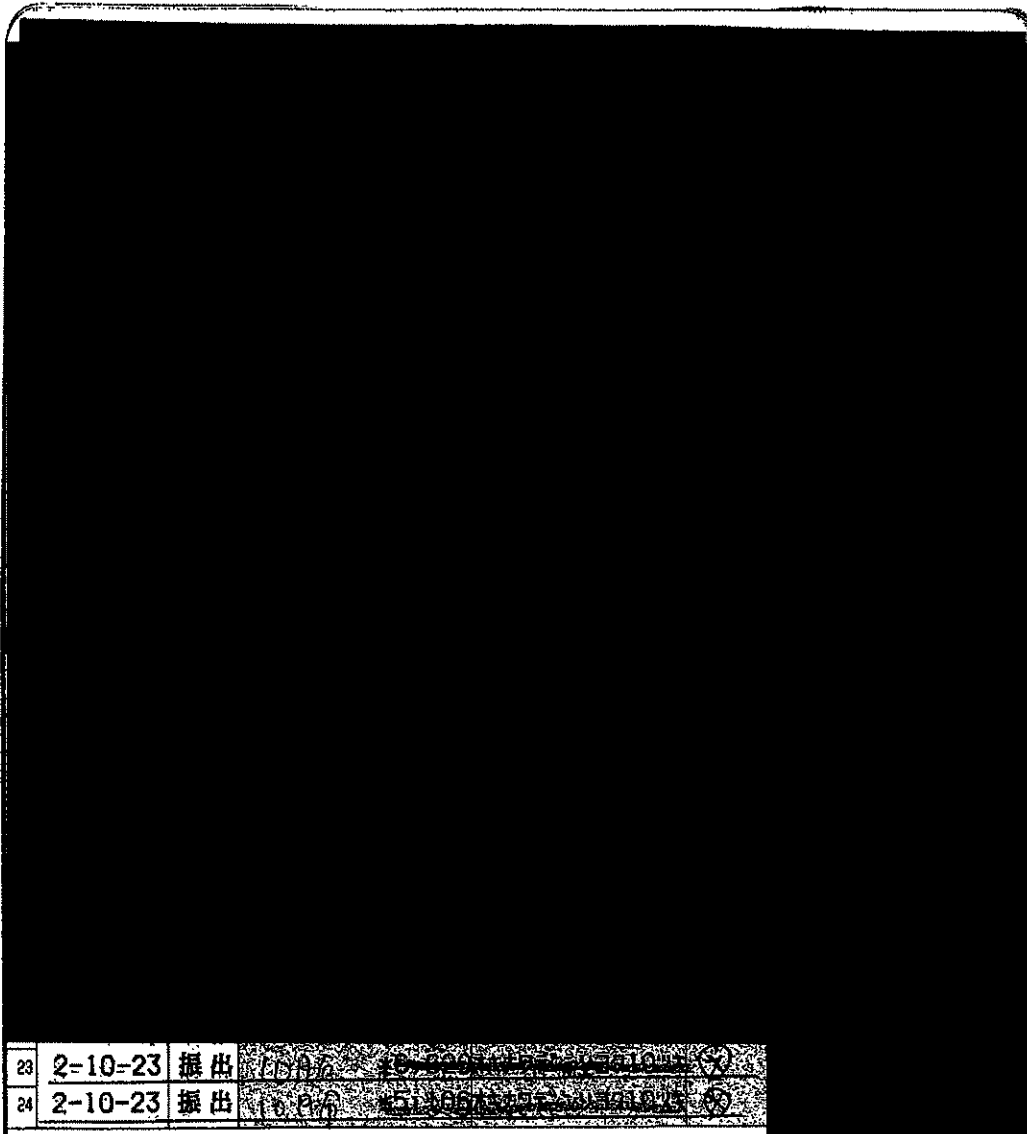
(経 費 区 分)

事務所の光熱費

詳細 :

2020 年 10 月 23 日

No.4



23	2-10-23	振出	10/23	10-2301-10-2301-10-23
24	2-10-23	振出	10/23	10-2301-10-2301-10-23

充当割合 : 10/10 従量電灯 ¥6,629 低圧電力 ¥5,106

【 説 明 : 政務活動事務所に係る必要な経費 10 月分 】

合計額 : ¥11,735 政務活動費充当額 : ¥11,735

領収書添付用紙

【使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費】

⑧ 事務所費

(経 費 区 分)

詳細 :

事務所の光熱費

2020 年 11 月 24 日

No.5

6	2-11-24	振出	11月	¥5,644	※1777-70371177	㊟
7	2-11-24	振出	11月	¥4,092	※1777-70371177	㊟

充当割合 : 10/10 従量電灯 ¥5,644 低圧電力 ¥4,092

【 説 明 : 政務活動事務所に係る必要な経費 11月分 】

合計額 : ¥9,736 政務活動費充当額 : ¥9,736

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

(経 費 区 分)

詳細 :

事務所の光熱費

2020 年 12 月 23 日

No.6

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-1-1

ご契約種別 従量電灯

令和 2年12月分

領収金額 5,017 円

料金 4,439 円

再エネ賦課金 578 円

【再掲】

消費税等相当額 456 円

燃料費調整額 -585.50 円

ご使用量 194 kWh

◎上記金額をご指定口座から12月23日に

領収させていただきました。

沖縄電力株式会社

与那原営業所

TEL 0120-586-391 (口-E79)

IP電話 TEL 098-993-7777

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

本証により料金を申し受けることありません。

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-2-0

ご契約種別 低圧電力

令和 2年12月分

領収金額 1,998 円

料金 1,998 円

【再掲】

消費税等相当額 181 円

ご使用量 0 kWh

◎上記金額をご指定口座から12月23日に

領収させていただきました。

沖縄電力株式会社

与那原営業所

TEL 0120-586-391 (口-E79)

IP電話 TEL 098-993-7777

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

本証により料金を申し受けることありません。

充当割合 : 10/10 従量電灯 ¥5,017 低圧電力 ¥1,996

【 説 明 : 政務活動事務所に係る必要な経費 12 月分 】

合計額 : ¥7,013 政務活動費充当額 : ¥7,013

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

(経 費 区 分)

詳細 :

事務所の光熱費

2021 年 1 月 27 日

No.7

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-1-1
ご契約種別 従量電灯

令和 3年 1月分

領収金額 2,585 円

料金 2,273 円
再エネ賦課金 312 円

【再掲】
消費税等相当額 235 円
燃料費調整額 -308.86 円

ご使用量 105 kWh

◎上記金額をご指定口座から 1月27日に
領収させていただきました。

神崎電力株式会社
与那原営業所

TEL 0120-586-391 (3-1279-)
IP電話 TEL 098-993-7777

印紙税申告納
付につき北郡副
税務署承認済

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-2-0
ご契約種別 低圧電力

令和 3年 1月分

領収金額 3,821 円

料金 3,816 円
再エネ賦課金 5 円

【再掲】
消費税等相当額 347 円
燃料費調整額 -5.88 円

ご使用量 2 kWh

◎上記金額をご指定口座から 1月27日に
領収させていただきました。

神崎電力株式会社
与那原営業所

TEL 0120-586-391 (3-1279-)
IP電話 TEL 098-993-7777

印紙税申告納
付につき北郡副
税務署承認済

充当割合 : 10/10 従量電灯 ¥2,585 低圧電力 ¥3,821

【 説 明 : 政務活動事務所に係る必要な経費 1 月分 】

合計額 : ¥6,406 政務活動費充当額 : ¥6,406

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

(経 費 区 分)

事務所の光熱費

詳細 :

2021 年 2 月 22 日

No.8

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-1-1
ご契約種別 従量電灯

令和 3年 2月分

領収金額 2,259 円

料金 1,988 円
再エネ賦課金 271 円

【再掲】

消費税等相当額 205 円
燃料費調整額 -272.99 円

ご使用量 91 kWh

◎上記金額をご指定口座から 2月22日に
領収させていただきました。

沖縄電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-586-391 (1-1679-)
IP電話 TEL 098-993-7777

印紙税申告納
付につき北郡
税務署承認済

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-2-0
ご契約種別 低圧電力

令和 3年 2月分

領収金額 4,011 円

料金 3,967 円
再エネ賦課金 44 円

【再掲】

消費税等相当額 364 円
燃料費調整額 -45.00 円

ご使用量 15 kWh

◎上記金額をご指定口座から 2月22日に
領収させていただきました。

沖縄電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-586-391 (1-1679-)
IP電話 TEL 098-993-7777

印紙税申告納
付につき北郡
税務署承認済

充当割合 : 10/10 従量電灯 ¥2,259 低圧電力 ¥4,011

【 説 明 : 政務活動事務所に係る必要な経費 月分 】

合計額 : ¥6,270 政務活動費充当額 : ¥6,270

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

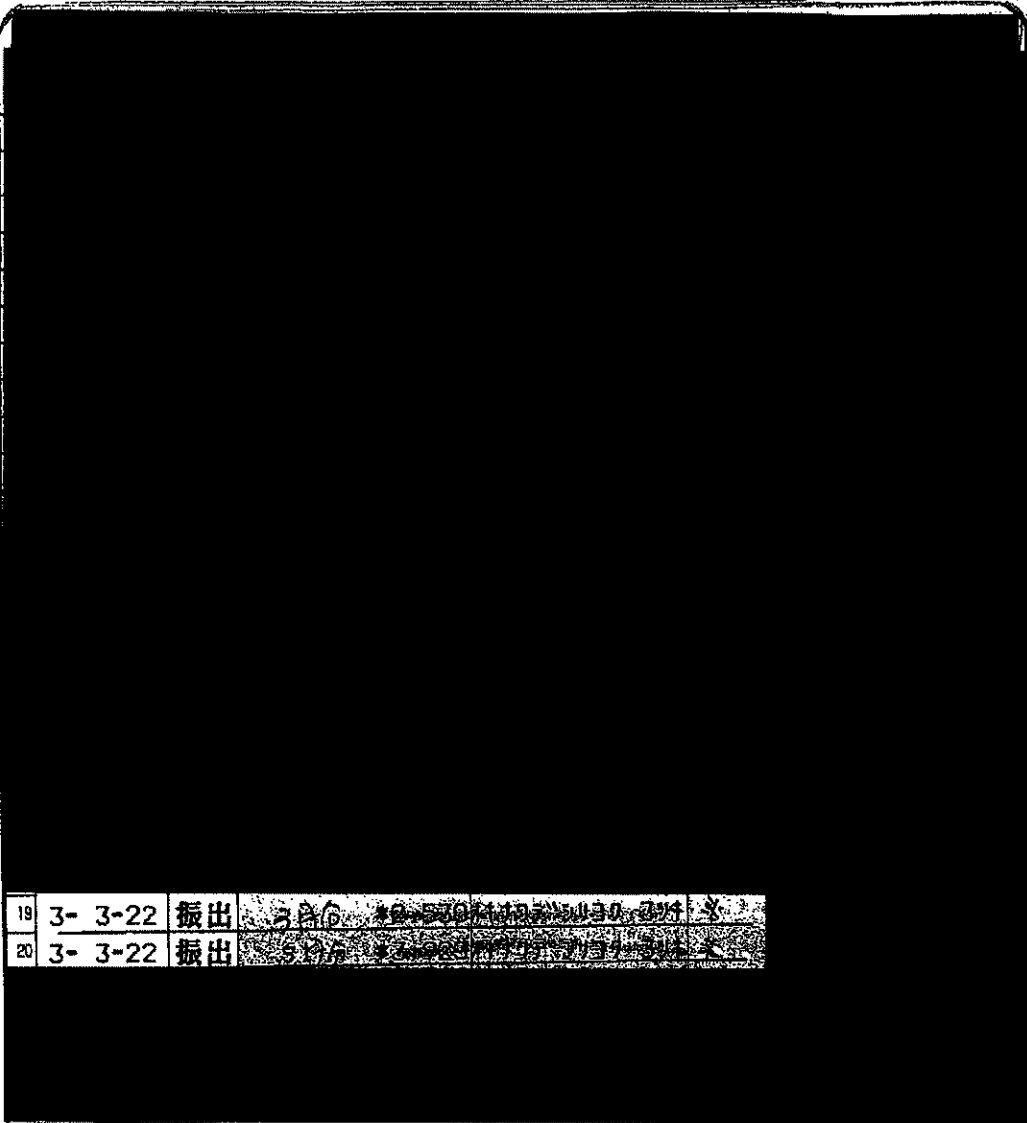
事務所の光熱費

(経費区分)

詳細 :

2021 年 3 月 22 日

No.9



19	3- 3-22	振出	5,270	10-5701141035130-2021	3
20	3- 3-22	振出	5,270	10-5701141035130-2021	3

充当割合 : 10/10 従量電灯 ¥2,530 低圧電力 ¥3,923

【 説 明 : 政務活動事務所に係る必要な経費 3 月分 】

合計額 : ¥6,453 政務活動費充当額 : ¥6,453

事務所概要申告票

議員名 新垣 光栄

1. 物件の所在

住所	沖縄県 中頭郡 中城村 字当間 140 - 3 桃原7パート101号室
電話番号	098 - 960 - 0217

2. 所有区分


<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃借契約先 [有限会社 とみや不動産] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

新垣 光栄 

貸借人 氏名

有限会社 **とみや不動産**

住所

沖縄県宜野湾市新城2-44-20

事務所費充当状況申告票

議員名 新垣 光栄

1. 事務所の状況

住所	沖縄県 中頭郡 中城村 字奥間 140-3
----	-----------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

政務活動事務所として使用しているため

(関係経費)


家賃(月額)	92,000 円
その他	0 円
	0 円

(充当額)

家賃(月額)	92,000 円
その他	0 円
	0 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

新垣 光栄 

提出用

建物賃貸借更新契約書

※黒枠の中はすべてご記入ください。

2021年 2月 10日

(1) 賃貸借の目的物件

物件	名称	00164 桃原アパート	住戸番号	1 階	101
	所在地	沖縄県中頭郡中城村当間140-3 (住居表示)			

(2) 契約更新期間

始期	2021 年 2 月 10 日	終期	2023 年 2 月 9 日 2 年
----	-----------------	----	--------------------

(3) 入居者 (全員)

氏名	生年月日	続柄	連絡先 (TEL)	勤務先・学校名
新垣 光栄	S・H 28年 5月 11日	本人		沖縄県議会
	S・H 年 月 日			
	S・H 年 月 日			
	S・H 年 月 日			

(4) 車輦番号 (本人所有)

車種		色		車輦番号	
車種		色		車輦番号	

(5) 緊急連絡先

	氏名	住所	TEL	勤務先	借主との関係
緊急連絡先					

貸主 (甲)

住所	
氏名	

借主 (乙)

住所	中城村字和字敷 96番地			
氏名	新垣 光栄			
携帯番号		メールアドレス		
勤務先名	沖縄県議会			
電話番号 (自宅)	098-895-7027	(職場)	098-866-2697	

管理会社 (丙)

免許証番号	沖縄県知事 (8) 第2047号
所在地	沖縄県宜野湾市新城2-4-20
商号	有限会社 とみや不動産
代表者	八木 政徳
宅地建物取引士	
登録番号	(沖縄) 第 号

* 電話番号・車等の変更になった場合はすみやかにご連絡ください。

【平成30年10月12日改定】

表記の貸資人(以下「甲」といふ)及び借資人(以下「乙」といふ)は、表記に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」といふ)について下記条項を承諾の上、賃貸借契約(以下「本契約」といふ)を締結し、その証として、一通を作成し各1通を保有す。

(用途) 乙は、本物件を店舗、事務所以外の用途に使用することはできない。
第1条 (契約期間) 契約期間は表記の住所とする。甲は、期間満了の前(以下「丙」といふ)に、甲乙協議の上、更新できる。また、本契約を更新する場合、乙は更新手続きについて賃貸管理会社(以下「丁」といふ)に委託し、手数料として賃貸の20%(消費税別)を支払うと共に、契約に必要な書類、契約書を作成し、甲に提出する。
(家賃及び、共益費等の支払方法) 第2条 1. 月家賃、共益費、駐車場料、その他料金(以下「賃料等」といふ)は、表記の通りとし、毎月30日までに翌月分を必ず入金にするよう支払われなければならない。
2. 消費税(地方消費税を含む)の税額が変動した場合に於いては、表記の通りとし、毎月30日までに翌月分を必ず賃料等の支払義務は、第2条の契約期間の開始日から発生する。
3. 賃料等の入金方法は、甲の指定する銀行における自動振替等で行われなければならない。但し、甲が承諾をした場合、もしくは前日までに入金できなかった場合は、甲の指定する口座に通知し、乙の負担とする。
4. 賃料等の入金に係る振込手数料、自動振替手数料は、乙の負担とする。
(支払委託、保証委託) 第4条 1. 乙が賃料等について取納代行会社による支払委託制度を利用し委託する場合は、取納代行会社を通じて甲に支払うこととし、その内容については別途乙、保証人の甲に同意の上、本契約の甲に同意の上、保証委託契約締結書を作成し、保証委託人となることとする。また、その内容は別途乙、保証人とする。
2. 乙が本契約について保証委託契約締結書を利用する場合は、本契約の甲に同意の上、保証委託契約締結書を作成し、保証委託人となることとする。また、その内容は別途乙、保証人とする。
3. 支払委託契約が解除、取り消しその他の事由に因り終了したとき、乙はその終了日以降に支払期日が到来する賃料等費用については、甲の指定する管理会社に持ちこたせられなければならない。但し、乙が承諾をした場合、もしくは前日までに入金できなかった場合は、甲の指定する口座に通知し、乙の負担とする。
4. 保証委託契約が解除、取り消しその他の事由に因り終了した場合は、乙は速やかに新たな保証会社と保証委託契約締結書の締結、または甲の認める連帯保証人を追加しなければならない。前、その場合に発生する保証委託手数料等については、乙の負担とする。

(延滞損害金) 第5条 1. 乙は期日までに賃料等の全部、または一部の支払いを延滞したときは、遅延した金額に対し、年14.0%の延滞損害金を甲に支払うものとする。
2. 丙が乙の甲に対する賃料等の延滞損害金を立替払いしたときは、乙は丙に対し、立替金及び立替金に対する手数料等の発生日から元来年14.0%の割合による延滞損害金を支払うものとする。但し、乙が賃料等の支払方法として取納代行会社の支払委託制度を利用する場合は、支払委託契約の定めによるものとする。
3. 前項の規定は、丙が乙に対し立替払いの義務を負うことを意味するものではない。

(敷金) 第6条 1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する敷金を甲に預け入れ、
2. 乙は、本物件を明渡しするまで、敷金を甲の他の債務と担保することができない。
3. 甲は、本物件の明渡し後、契約期間満了時までは全額返還なし、期間以上での解約の場合には10割返還する。但し、甲は、本物件の明渡し時に、家賃の滞りや乙が違約または重大な過失により、本物件または付帯設備に追加した損害があるなど、この債務不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。
4. 敷金の返却請求書は第三者に譲渡、または委任できないものとする。但し、支払委託制度、保証委託制度を利用する場合は、支払委託制度、保証委託制度の定めによるものとする。
(礼金) 第7条 礼金を支払った場合は、本契約締結後、礼金の返還を求めないこととする。
(競合) 第8条 火災、壊壊、抗悪菌工) 支障の競合の交換時、抗悪菌工は乙の承諾の上、乙の負担とする。なお競合が発生した場合は乙が実費負担するものとする。
(賃料等の改定) 第9条 契約期間中であっても、公租公課の増減、物価の騰貴、その他の理由により賃料等が不当となつたときは、甲乙協議の上賃料等を改定できる。
(賃借人の善管義務) 第10条 1. 乙は、善管の義務を負い本物件及び付帯設備等を保全し、使用しなければならない。また、乙の責にて本物件及び付帯設備等に損害を与えた場合、乙は速やかにその賠償をしなければならない。
2. 乙は要修繕箇所を発見した場合、直ちに甲(丙)にその旨を通知しなければならない。尚、乙がその通知を怠り、または遅延したことにより本物件に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の一部もしくは全部を賠償しなければならない。別紙添付、
(火災保険の加入) 第11条 火災、壊壊、漏水等の事故に備え、乙は自己の負担で本契約期間中必ず継続して賠償責任保険付の火災保険に加入しなければならない。万一、この故障、過失等により甲に損害を与えた場合、その損害等を保険金により充当できない部分については別途賠償しなければならない。
(承諾事項) 第12条 乙が、階下、階上等の共用部分に物品を置く場合、ホスター等の広告物を掲示するとき、または、本物件出入口の扉を要するときは、乙はあらかじめ甲、丙の書面による承諾を得なければならない。

(甲の契約解除権) 第13条 1. 甲は、乙が賃料の支払いを滞らし、その滞り額が2ヶ月分に達したときは、相当の期間を定め、履行を催告し、その期間内に履行しないときは、本契約を解除できる。
2. 乙が甲の書面による承諾なしに下記の事項に該当したとき、もしくは、本契約書の各条項並びに別添付の承諾書、約等の条項、別添付事項に違反したときは、甲は本契約を解除し、即時明渡しを要求する。乙はこの請求に同意しなければならない。
(1) 乙が賃料等の支払いを滞らし、その滞り額が2ヶ月分に達したとき、または不正な行為により入居したとき。
(2) 本物件を改築、修繕、第三者に転賃及びその権利を譲渡したとき、または不正な行為により入居したとき。
(3) 本物件を第3条(賃料)の用途以外に使用したとき。
(4) 本物件の外観もしくは敷地内に看板、その他工作物の取り付け、本物件の取付け、改修、模様替え等の変更をしたとき。
(5) 排水管を破損させたりその他のものを流すこと、騒音、刀剣類または爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
(6) 本物件内に動物を飼育すること、または、大型の金庫等の重量の大きな物品等を搬入したとき。
(7) 床の材質を破損する行為(大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、ピアノ等の演奏を含む近隣者に迷惑となる行為)を行ったり、15日以上行方不明となり防火、盗難予防、家庭保護、管理等に支障があるとき。
(8) 乙または乙の同居人が反社会的と認められる団体(暴力団、過激な政治・宗教活動集団、暴走族等の組織、酒類会員)と関係したとき。
(9) 賭博、盗用、部下等で見たり暴力団等の関係者として見られるような態度等(徘徊、放歌、高叫する)により近隣者及び近所住民に不安を招かせたような行為をしたとき。
(10) 警察当局の介入を生じさせようとするような行為をしたとき。
3. 本条の規定以外にも、公序良俗に反する行為、または本物件に損害を与える行為をしたとき、
(費用負担) 第14条 1. 乙は入居期間中の、畳の表替、敷替え、換、障子の張替、本物件内の各種電線の敷替、給水栓、排水栓の取替、ガスメーターによる取替、排水、給水のつまり掃除、その他の小修理及び住宅の共用上生じた修繕費を負担する。
2. 電気、ガス、水道料金、汚物ゴミ処理等の費用、浄化槽の清掃料金、エアコンの清掃料金、その他町内会の費用等の費用を負担する。
(賃借人の立入り) 第15条 甲または丙は、火災、地震、漏水、ガス漏れ等本物件の維持管理上緊急事態が発生したと認められるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件内に立入り、この場合において、甲または丙は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならない。
(行方不明の場合の措置) 第16条 乙が15日以上行方不明となった場合、甲または丙は、乙の緊急連絡先、親族等乙の関係者立ち回りの上、本物件に立入り、本物件に保管された乙の家財等適切な方法により任意の場所に保管することができる。尚、これに要するすべての費用と損害金は乙の負担とする。

(解約予告) 第17条 本契約期間内においても、甲は正当事由があつて、書面による6ヶ月前の予告をもって、また、乙は書面による1ヶ月前の予告をもって、本契約を解約することができる。解約する日は、日割計算にて賃料等を支払うものとする。但し、乙は、解約申込日から1ヶ月分の賃料等相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。
(明渡し及び原状回復) 第18条 1. 乙は、本契約が終了したときは、直ちに本物件を明渡ししなければならない。この場合において、乙が故意または重大な過失により、本物件及び付帯設備を損傷したときは、乙の費用負担において原状回復しなければならない。
2. 本契約における本物件の明渡しとは、乙及び同居者全員の退去、乙が本物件内に搬入した全ての家財、物品等の搬出、本物件内外の清掃及びゴミ、汚物等の搬出、処理、第19条に規定する諸費用の清算の完了及び鍵を返却して鍵を返却する旨の返還の完了したときをいう。
3. 本物件の権利の譲渡、乙は甲(丙)に対し移転料、立退き料、損害賠償、その他についても、本契約に基づき以外は一切を請求しない。
4. 乙が明け渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了までの間の賃料の借附に相当する損害金を支払わなければならない。
5. 通信機器及び乙が設置したものの全てを撤去しなければならない。
(諸費用の清算) 第19条 1. 乙は、本物件の終了にあたり、乙が使用した電気料金、上下水道料金、ガス料金、電話料金等について清算をしなければならない。(但し、前記の清掃代金、エアコンの内部洗浄、新聞、通信機器及び設置したものの全て)。
2. 乙は、第5条第1項に定める敷金の返還を受けるにあつて、前項に掲げる費用の精算の手続きを専断的に甲に提出しなければならない。
(契約の消滅) 第20条 火災、壊壊、漏水、その他甲の責に帰するもの以外に、事由により、本物件を通常の用途に供する事ができなくなつたとき、また、将来再計画等により本物件が取り壊され、または使用を制限され賃貸借契約を締結することができなくなつたときは、本契約は当然終了する。また、そのことにより生じた損害については、甲(丙)はその責を負わない。
(連帯保証人の委任) 第21条 1. 連帯保証人は、甲に対して本契約から生ずる全ての債務を連帯して保証する。
2. 連帯保証人は、本契約が更新された後もしも引継ぎする責任を負う。
3. 乙は連帯保証人が死亡、解散、倒産、または保証能力を失ったときは、速やかに甲の認める連帯保証人を追加しなければならない。
4. 乙は連帯保証人に対して、乙が消滅した日の翌日以後60日以上経過した場合に限り、本契約を解約し、本物件の明渡しに関する責任を委任するものとする。この場合において、乙は連帯保証人が行った行為について、一切の責任を負う。但し、連帯保証人及び関係者に対して、債権賠償その他の請求をしない。

重要事項説明書 (建物賃貸借)

平成29年2月10日

新屋 光栄

下記の内容に基づき宅賃等引取請求の方法及び滞り等の取扱い等について説明いたします。

Form with multiple sections: 1. 賃貸物件 (Property Details), 2. 賃料 (Rent), 3. 敷金 (Deposit), 4. 保証 (Guarantee), 5. 修繕 (Repairs), 6. 退去 (Eviction), 7. 特約事項 (Special Terms).

新屋光栄株式会社 (Shinwa Kōe Co., Ltd.)
住所: 東京都中央区新富町一丁目1-1
代表取締役: 新屋 光栄

1. 契約の目的 (Purpose of Contract)
2. 入居の手続き (Entry Procedures)
3. 入居料 (Entry Fee)
4. 敷金 (Deposit)
5. 賃料 (Rent)
6. 滞り等の取扱い (Late Payment Handling)
7. 修繕 (Repairs)
8. 退去 (Eviction)
9. 特約事項 (Special Terms)

(甲) 本物件の賃料は、毎月10日までに前月の賃料を前払する。
(乙) 本物件の敷金は、入居時に前払する。
(丙) 本物件の敷金は、退去時に返付される。

Table with columns: 項目 (Item), 金額 (Amount), 支払期日 (Payment Date), 支払方法 (Payment Method).

新屋光栄株式会社
代表取締役: 新屋 光栄
住所: 東京都中央区新富町一丁目1-1
TEL: 03-XXXX-XXXX

事務所費 (Office Fee)

新屋光栄株式会社
代表取締役: 新屋 光栄
住所: 東京都中央区新富町一丁目1-1